

## しまね省エネ住宅普及啓発業務に係る仕様書

### 1 業務名

しまね省エネ住宅普及啓発業務

### 2 業務の目的

県では「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）」を長期的な目標に掲げ、脱炭素の取組を推進している。今後、脱炭素の取組を加速させるためには、行政や企業だけではなく、県民一人一人の取組、行動変容が必要不可欠である。そのためには、県民が脱炭素の取組を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動＝脱炭素アクション」に移すことが必要である。

一方、島根県の新築住宅における省エネ住宅の導入状況は、ZEH基準化率47.0%（全国平均56.0%、全国41位）、ZEH化率22.6%（全国平均38.3%、全国46位）と低水準にとどまっている。また、島根県の県民一人当たりのCO<sub>2</sub>排出量、一世帯当たりの電気使用量、電気代支出金額は、全国の中でも上位であり、地球温暖化対策の観点からも家庭部門（一般家庭）への対策、特に断熱性能の優れた省エネ住宅の普及を進めることが重要である。

そこで、住宅の新築を検討中又はこれから検討する可能性のある県民を主な対象として、省エネ住宅、補助制度等に関する認知度を高め、具体的な動機付けを図るために、様々な媒体を活用した計画的かつ効果的な周知、情報発信を実施することで、県民の行動変容を促す。

### 3 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

### 4 業務の内容

省エネ住宅に関する県民の認知度向上、具体的な動機付けを図るための効果的な独自事業等を提案し、本業務の費用の上限額の範囲内で実施する。

業務の目的を踏まえ、実施に当たっては、次の三点に留意した内容とすること。

- ① これから住宅を建築する県民に対して、経済面や健康面などの観点から省エネ住宅のメリットを伝えること
- ② 「しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金」（以下「県補助金」という。）の利用促進につながる事
- ③ 県補助金において施工業者の要件である「県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店」を紹介すること、又は、県民との接点を創出すること

業務内容については、県と協議の上、事前に了承を得るものとする。

なお、本業務に基づき作成する印刷物、配布資料、WEBサイト、動画、広報物その他の成果物において、本業務が県からの委託により実施している事業である旨を明記すること。また、その表記方法についても、県と協議の上、事前に了承を得るものとする。

## 5 県との調整

- ・ 受託者は、受託後に具体的な業務スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成し、提出すること。
- ・ 業務遂行に当たり、県と十分な連絡、調整を行うこと。

## 6 権利関係

- ・ 本業務において受託者が仕様書に基づき制作した成果物に係る著作権は受託者に帰属するものとする。
- ・ 受託者は、県に対し、以下に掲げる用途及び手法により、期間の定めなく当該成果物を利用することを許諾するものとする。ただし、これにより難しい場合は、県と受託者が協議して定めるものとする。
  - (1) 成果物を、印刷物、配布資料、報告書、パンフレット、Web サイト、SNS、動画共有サイト、イベントその他県が目的達成に効果的と認める媒体又は手段により、公衆に提供、送信、頒布すること
  - (2) 成果物を複製、転載、翻案又は一部抜粋・改変して利用すること（ただし、著作者人格権を不当に害しない範囲に限る。）
- ・ 受託者は、県による前項に定める使用の一切について、著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 上記の使用に関する対価は委託料に含むものとする。
- ・ 受託者は、県に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとし、万一、本成果物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、受託者の責任と負担の下でこれに対処、解決するものとする。

## 7 納品

- ・ 次の事項を記載した委託業務に係る事業完了報告書
  - (1) 委託業務に要した事業費
  - (2) 委託業務の実施による成果（実施した企画内容の詳細とその効果など）
  - (3) その他本委託業務で実施した内容
- ・ 本委託業務で作成した資料等の電子データ一式

## 8 その他

- ・ 受託者は、関連する関係諸法令及び条例を遵守しなければならない。
- ・ 本業務の実施にあたっては、契約書及び本仕様書によるほか、県の指示によらなければならない。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して定めるものとする。